

58200

00636

## 告示

昭和二十四年一月十八日 火曜日

第十九百七十七号

本審ノ大キナヘ御審候格▲列

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ないと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も、前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

## △鳥取縣告示第二十四号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう

うに仮設建築物の建築を許可した。

- 一、建築主の住所 東伯郡倉吉町大字新町一丁目  
氏名 野崎源市方 吉水鶴藏
- 一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字宮川町一七八ノ三
- 一、同 構造 木造 桧葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 三八、八平方米
- 一、許可條件 突出する部分 二九、三平方米

昭和二十四年一月十八日

## ◆鳥取縣告示第二十五号

00637

一、建築主の住所 岩美郡米里村大字中大路三九  
氏名 中川 豊

一、建築物の位置 鳥取市寺町一一一番地先堤防

川

一、同 構造 木造 杉皮葺 二階建 一棟  
規模 建築面積 一八、八平方米

店舗併用住宅

一、同 規模 建築面積 同

突出する部分 同

許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡した場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ないと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も、前各号に定まる事項を守る義務を負うこと。

第一條 治山事業の施行は、この規程の定めるところによる。但し、この規程に定めのない事項については、昭和二十三年農林省告示第百二十号治山事業補助規程による。

大正九年十一月八日内務省令第三十六号道路工事執行令及大正十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を準用する。

第二條 昭和二十三年度農林省告示第百二十号治山事業補助規程第二條の事業は、同規程第三條の土地につき、縣においてこれを施行する。

第三條 事業は縣の計画に従い、毎年度予算の範囲内において、これを行う。但し事業の施行に利害關係のある市町村、町村組合又は森林組合は、事業の施行を、知事に願出ることができる。

第四條 前條の願出のあつた場合、知事は、其内容を検討し、施行するときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第五條 事業を施行する場合、知事は予め事業を施行する土地の所有者にその旨を通知し承諾を得るものとする。土地所有者において事業の施行を承諾したる場合は、承諾書を知事に提出しなければならない。

第六條 事業の完成の場合、その工作物又は造林木は、土地所有者の所有に帰属するものとする。

第七條 前條の工作物又は造林木には、土地所有者において、次の事項を行わなければならない。但し、知事が必要と認めた場合は、その事業に利害關係を有する者に対し、これを行わせることができる。

一、軽微なる工作物の補修及び補植、

二、火災の予防及び消防

三、盜伐、誤伐、侵墾、その他加害行為の予防及び防

四、有害鳥獸の驅除

00638

00639

五、~~森林法~~第二十七條の規定による施業の保護の実行

六、知事に対する被害状況の報告

第八條 前條第一号について知事が必要と認めた場合には、その方法を指定するものとする。

第九條 事業の施行に必要ある場合は別にこれが内規等を定めるものとする。

第十條 この規程において知事に提出する書類は、所轄地方事務所を経由するものとする。

第十一條 この規程において取扱う書類の様式は、附表による。

この規程は告示の日からこれを施行する。

附則

左記箇所につき治山事業を施行せられたく願出る。

一、願書

二、縣營治山事業施行願

なお事業施行については、土地所有者において承諾済

につき申し添える

年 月 日

00639

知事宛 住所 氏名 印

申 請箇所 所有者 備考

都 町村 大字 字 地番 地目 郡 町村 大字 氏名

、注 意

、添付する実測図（又は見取図）には附近の地勢

河川、道路、田畠、森林等の位置を明かにすること。

、二、面積 合帳（見込又は実測）町段畝歩

三、用途 治山事業（…………事業）施行のため

四、期間 昭和 年 月 日から事業完成の日まで

右について左記の條件によつて土地を使用し事業を行ふことを承諾する。

年 月 日

8E380

、一、箇所 郡 町村 大字 字 番地

二、面積 合帳（見込又は実測）町段畝歩

三、用途 治山事業（…………事業）施行のため

四、期間 昭和 年 月 日から事業完成の日まで

右について左記の條件によつて土地を使用し事業を行ふことを承諾する。

年 月 日

、一、箇所 郡 町村 大字 字 番地

二、面積 合帳（見込又は実測）町段畝歩

三、用途 治山事業（…………事業）施行のため

四、期間 昭和 年 月 日から事業完成の日まで

右について左記の條件によつて土地を使用し事業を行ふことを承諾する。

年 月 日

- 、二、添付する実測図（又は見取図）には附近の地勢
- 河川、道路、田畠、森林等の位置を明かにすること。
- 、三、事業施行に伴う効果の具体例
- 、四、事業施行に伴う被害の状況
- 、五、事業施行に伴う被害の状況

00640

- 、一、事業の施行により土地の形質に変更を及ぼし又は立木その他に損害を生じてもその賠償を請求しないこと
- 、二、事業施行に及ぼすような一切の行為をしないことは勿論事業施行に対してできるだけ協力する。
- 、三、事業施行地及びその附近の自己所有地に在る切芝、土石、柏栄、萱株等で事業用材料に使用するものは無償で提供する。
- 、四、事業施行中でも公課その他土地に関する一切の費用を土地所有者において負担する。

## △鳥取縣告示第二十六号

鳥取縣保安林強化事業施行規程を次のように定める。

昭和二十四年一月十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣保安林強化事業施行規程

- 、第一條 本縣の保安林強化事業の施行は、昭和二十三年  
度農林省告示第百四十号保安林強化事業補助規程（以  
下農林省規程といふ）によるの外、この規程の定める

第五條 第三條第一号による保安林は、分水界を中心と

- 、二、水害の頻発する流域の上流であつて、その原因が  
森林に基くものと認められる地帶。
- 、三、廣範なほげ山地帯があり、治水上上下流の安全のた  
め放置しておけない地帶。

- 、第四條 前條第一号に属するものについては、次の地城  
を対象として、河川、流域毎に調査する。
- 、一、下流地区に高度の文化経済施設のある上流水源地  
帶。

鳥取縣第三種郵便物認可 五

し、できる限り一般林地より上方にあるよう選定するものとする。

第六條 第三條第二号に属するものについては、次の地域を対象として市町村毎に調査する。

一、直接被保護物が明確で、飛砂、頑雪、墜石の防止、

水害、潮害の防備及び防風に森林の生立が他の方法

より効果的であり得策である箇所。

二、産業用水源として必要であり、又その施設を保全するため土砂止上必要な箇所。

三、沿岸を航行する船舶、特に魚船の航行目標として必要な箇所。

四、漁場、漁田の保護のため必要な箇所。

五、公衆衛生のため必要な箇所。

六、社寺、名所若しくは旧跡地の風致のため必要箇所。

第七條 前條各号によつて編入しようとする保安林は、被保護物に対し最も有効な配置を有するようにして、できる限り小面積とする。

第八條 第六條によつて、編入した保安林の森林の形

態を備えていないもの或は不適当な林相の場合には、新たにこれを造成し又は改良するものとする。

第九條 保安林の編入は森林法第十四條第一号乃至第五号のものを主とし、左の方針によつて行う。

一、氣象的並びに土地的條件に応じ、産業的並びに文

化的施設を、明白にその目標とする。

二、森林原野の荒廃をきたし、公益上被害發生の原因

をなしているもの、中編入を必要とするもの。

三、水害その他自然災禍の脅威にまざわされて不需要に編入されていたもの、又は目的を誤つて編入せら

れていたもの。

四、のなくなつたもの及び保安林關係の變つたもの。

五、水害その他自然災禍の脅威にまざわされて不需要に編入されたいたもの、又は目的を誤つて編入せら

れていたもの。

六、在の保安林に適しないものは、指定事項の変更を行ふ

第十一條 保安林の指定事項が以前のものであつて、現

この台帳は、永久保存とする。

第十二條 保安林を新設し、又は廃止するものについてをなすことができる。

第十三條 保安林を新設し、又は廃止するものにあてては、速かに編入解除を発動しなければならない。

第十四條 指定事項を変更しようとするときは、その変更処分を行ふものとする。

第十五條 保安林の保護、管理を完うするために標柱を建設する。

前項によつて建設せられた標柱は、その建設せられた保安林の所有者が、これを保護管理するものとする。

第十六條 知事は、保安林標柱台帳を備え付け、その所

在を明かにするものとする。

前項によつて建設せられた標柱は、その建設せられた

保安林の所有者が、これを保護管理するものとする。

第十九百七十七號 昭和二十四年一月十八日



附表

## 一、標柱規格

## 松材使用

附則

この規程は告示の日からこれを施行する。

第十七條 この規程において取扱う書類の様式は、附表による。

## 記載事項

表 面 ○○○○保安林第 号(台帳番号)

側面 昭和 年 月 日建設 鳥 取 縣

他の面 指定事項一、二、三、(要旨のみ)

## 保安林標柱台帳

台帳番号	保安林所在地位	保安林種類	建設位置	建設年月日	建設本數	備考
市町村	大字	字	地番			

## ◆鳥取縣告示第二十七号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年一月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村

二、條例制定の認可年月日

東伯郡舍人村 昭和二十四年一月十三日

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員候補者経歴公報の米原イタルの姓のふり仮名に誤植があるので次の通り正誤する。

議員候補者の区分 正 誤

米原イタル ハネハラ よねはら

米原 ハネハラ よねはら

米原 ハネハラ よねはら

正

昭和二十三年十二月二十八日附鳥取縣公報号外登載鳥取縣規則第九十九号あん摩・ぱり・きゆう・柔道整復等營業法施行細則中左の通り正誤する。

## 頁 行

正

誤

一 上ノ一 (きゆう、柔道整復等營業法施行規則

(昭和二十三年)

一 下ノ二 二 寫眞(手札形無台紙、出願前六箇月

二 寫眞(手札形無台紙、出頭前六箇月

一 下ノ二 法第十條第一項の

法第一條第二項の

二 上ノ一 :したときの届け出は規則第廿四條の規

定による外左の書類を

二 下ノ三 あん摩・ぱり・きゆう・柔道整復等

あん摩・ぱり・柔道整復等

二 下 第二号様式

第一号様式

あん摩師(はり師、きゆう師)

7寸

あん摩師(はり師)

2尺

6寸

三 上 第三号様式・表面

條の規定による臨検検査票

第三号様式・表面

條の規定による点検検査票